

生駒市条例第17号

生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年4月28日

生駒市長 小 紫 雅 史

生駒市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

生駒市後期高齢者医療に関する条例（平成20年3月生駒市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第2条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 広域連合条例附則第4条第1項の傷病手当金の支給に係る申請書の提出
の受付

附 則

この条例は、公布の日から施行する。